

令和9（2027）年度 花博記念協会助成金 応募要項

公益財団法人国際花と緑の博覧会記念協会は、「自然と人間との共生」という花の万博の理念の継承、発展を目的に助成による支援事業を実施しています。この事業は、理念に沿った「活動行催事」や「調査研究」を行っている団体等に助成金を通じて、ご支援するもので、事業を実施される皆様と共に、潤いのある豊かな社会の創造に寄与したいと考えております。

令和9年度（2027年度）の応募要領は、次のとおりです。

1. 助成の対象

1) 対象分野

国際花と緑の博覧会の「自然と人間との共生」という理念の継承、発展または普及啓発に資する事業であって、生命の象徴としての「花と緑」に関連する広汎な分野において、科学技術、文化の発展、交流及び災害復興に寄与するものを対象としています。

2) 事業区分

(1) 調査研究

植物や鳥、昆虫などの生き物の分布、生態、分類などに関する調査研究

生活文化の中に取り入れられた植物と人間に関する調査研究

国内外の日本庭園や花卉園芸品種などに関する調査研究

上記のような調査研究等の成果に関する講演会、シンポジウム、出版など

先進的、効果的な都市緑化に関する技術開発

緑化樹木や花卉の品質向上、生産・流通に関する技術開発など

(2) 活動・行催事

ア. 活動

植物や鳥、昆虫などの生き物の保全に関する活動

市民による花と緑の地域づくりに関して、全国的にも好例となるような活動

また、上記の分野において災害復興支援に関わるもの。

イ. 行催事

自然環境の保全、育成に関するセミナー、シンポジウム、事業の成果に関する出版等

花と緑の効果的な普及啓発につながるイベント

3) 応募対象者

(1) 公益法人（財団法人、社団法人）

(2) 特定非営利活動法人（NPO）

(3) 人格なき社団のうち非収益団体で代表者の定めがあるもの

（グループ、実行委員会、活動クラブ、友の会、ボランティア団体など）

※日本国内に活動の場を有する団体であること。

※応募しようとする事業の実施者であること。

※営利を目的とせず、公益性を有する事業を実施する団体であること。

※応募する事業にかかわる活動実績を有している団体であること。

※国や地方公共団体、独立行政法人、民間企業、学校法人、地方公共団体の指定管理者でないこと。

※特定の政治、思想、宗教等の活動を主たる目的とした団体でないこと。

※暴力団でないこと、暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。

4) 事業の実施場所

原則として日本国内とします。

5) 助成対象の事業実施期間

令和9年(2027年)4月1日から令和10年(2028年)2月29日までの任意の期間

6) 助成金

(1) 助成する金額

助成金額及び助成率は、事業区分に応じて次のとおりです。

- ・調査研究 : 一件当たり100万円以内で、対象とする経費の4分の3以内 (*1)
- ・活動・行催事 : 一件当たり50万円以内で、対象とする経費の4分の3以内 (*1)

(*1) 4分の1は自己資金等の準備が必要です

(例: 90万円の助成金を受ける場合は30万円の自己資金が必要となります)

(2) 助成の対象となる経費

- ・備品費
- ・消耗品費
- ・使用料賃借料
- ・印刷製本費
- ・通信運搬費
- ・賃金
- ・謝金
- ・旅費交通費
- ・委託費(活動・行催事のみ対象)

※詳細は別表にてご確認ください。(3ページ)

7) その他

(1) 同じ事業を継続して助成を受ける場合は3ヵ年度を上限とします。

(2) 1団体につき1件の応募とします。

助成対象経費・対象外経費一覧

(レシート等に基づいた実費分の支払いとなります。)

事業区分 費目	調査 研究	活動・ 行催事	内 容・注意要件
備品費	○	○	機器等で事業に直接必要なもの *パソコンやプリンター等高額で汎用性のあるものは不可
消耗品費	○	○	事務用品、材料、資材、苗木、花苗、機器の燃料代等で事業に直接必要なもの
使用料・賃借料	○	○	会場などの借り上げ料、プロジェクターやスクリーンなど機材のレンタル料金、レンタカー料金、ボランティア保険など *個人所有物を借り受けた際の代金・謝礼金等は不可
印刷製本費	○	○	報告書やチラシ、ポスターなどの作成費 *コピー料金は消耗品費に計上してください
通信運搬費	○	○	郵便代(切手、ハガキ、レターパック等)、宅配便
賃金 要望金額は原則、助成 申請総額の30%以下	○	○	催事での受付や運営補助の短期作業の手伝い等に対する申請団体、共同実施者以外の外部人員のアルバイト料など *1人あたり1日1万円以下(超過分は団体負担)
謝金(外部講師) 要望金額は原則、助成 申請総額の30%以下	○	○	申請団体、共同実施者等への謝金は対象外 *1人あたり1日1万円以下(超過分は団体負担)
旅費交通費 要望金額は原則、助成 申請総額の50%以下	○ ※1	○ ※2	※1 外部講師・外部専門家等の交通費、宿泊費、ガソリン代 申請団体・共同実施者の交通費、宿泊費、ガソリン代 ※2 外部講師・外部専門家等の交通費、宿泊費、ガソリン代 申請団体・共同実施者の交通費、ガソリン代(原則近郊の移動) * ガソリンの距離計算は(5ページ)にてご確認ください * 旅費は経済的な通常の経路及び方法で計算して下さい。ファーストクラス、スーパーシート、グリーン車などの特別料金は対象外です。 * 宿泊費は1人1泊1万円以下(素泊りのみ)(超過分は団体負担)
委託等 要望金額は原則、助成 申請総額の30%以下	×	○	「活動・行催事」のみ対象 その事業内容が基盤造成・整備や樹木の植栽など、専門的技術、建設機械の使用などが必要とされる場合についてのみ、対象経費として認める
その他 管理経費等 対象外経費	×	×	会員が経営する、もしくは役員を務める会社及び申請団体の構成員に対する支出、事務所借上料、資格取得に伴う経費、飲食代、手土産代、備品の修繕費、建物等の修繕費、電話代、インターネット接続経費等、その他、当団体が助成対象として不適切であると判断した経費

2. 応募方法

1) 提出書類

協会ホームページにアクセスし、「応募用紙」をダウンロードしてください。

https://www.expo-cosmos.or.jp/main/zyosei/invitation_09.html

「応募用紙」に必要事項をご入力の上、添付書類と併せてメールにてご提出ください。

【次の書類を添付してください】

- (1) 規約または会則
- (2) 役員名簿、会員名簿
- (3) 当該事業にかかわる何らかの調査研究または活動の実績ならびに事業収支報告 ※4 頁以内
(過去に当協会の助成を受けている場合は、当該年度の事業の成果を盛り込んでください。)
- (4) 参考資料(パンフレット、既発表の論文、新聞掲載記事など) ※2 頁以内

2) 提出方法

clover@expo-cosmos.or.jp までメールでお送りください。

なお、添付書類をメールで送付できない場合は、当協会宛にご郵送ください。(添付書類の提出部数は各1部とし、A4サイズで揃えてください)

書類が届いていない場合の責任は負いかねますのでご注意ください。

なお、提出書類は当落にかかわらず返却いたしません。

また、提出書類の内容について問合せをする場合がありますので、必ず控えをお取りください。

3) 受付期間

令和8年(2026年)7月15日(水)～8月25日(火) (当日消印有効)

3. 審査及び助成先の決定について

1) 審査及び採否の通知

有識者で構成する助成事業審査委員会を設け、審査を行います。

- ① 10月～12月 提出書類にもとづく一次審査を行い、二次審査対象団体を選出します。
- ② 翌年1月～2月 オンラインにてプレゼンテーションによる二次審査を行い、助成対象団体を決定します。接続方法等の詳細は一次審査通過後別途お知らせ致します。オンライン対応が難しい場合は、事前に接続テストを実施いたしますのでご相談ください。
- ③ 25万円以下の少額助成(調査研究、活動・行催事とも)は、プレゼンテーションによる二次審査は行わず、引き続き書類による二次審査を実施します。
- ④ 一次審査結果については11月下旬(予定)、二次審査結果については翌年2月(予定)に通知いたします。

※審査経過の内容および採否決定の理由についてのお問合せには応じかねます。

4. 交付確定後の手続き等について

- (1) 申請時の内容に基づいた事業の実施が必須で、実際の内容と乖離が見られる場合は、助成金の支払いを取り消す場合がございます。また、やむを得ない事情で、実施内容を申請時から変更される場合は、**原則令和9年10月末まで**に変更申請が必要となります。
- (2) 助成金の交付は、事業完了後の「精算払い」となります。対象事業の終了は、令和9年2月末日までとし、報告書、決算書の提出は2週間以内の令和10年3月15日を厳守とします。ただし、イベント等を3月に実施される場合は事務局にご相談ください。また、助成金交付決定額の2分の1以内で、真に必要と認められる金額について、「助成金前金払」として助成金の一部をお支払いすることができます。
- (3) 助成対象経費の使途を証明するために、事業の実施にあたって金銭を支払う場合は、**必ず企業・店舗から発行されたレシートを提出してください。**レシート等の収受が困難な場合は、次の書類を以って替えることができます。
- ①領収書（日付、内訳および金額が明確にできるもの）
 - ②振込票の控え（支出の根拠と合わせて提出すること）
 - ③乗車券・航空券など（日付、金額の記載されたもの）
- ※ガソリン代について**
- ・車による移動の際の精算は移動区間を明記の上、a 始点で満タンにしたレシート、b 終点で満タンにしたレシートを提出してください。a は満タンの証明、b を実際の使用分とし精算はbで行います（ハイオクは不可）。
 - ・上記での対応が困難な場合は、移動区間を明記し、事業実施の際の移動距離に基づいた距離計算（12円/km）での積算も可能です。
- (4) レシート又は領収書は助成交付決定金額の分だけではなく、助成対象経費全体分の提出が必要です。なお、花博記念協会助成負担分についてはレシート等の写しは不可とします。（原本が必要な場合はご相談ください）花博記念協会以外の資金のレシート等については写し可。
- 例) 活動・行催事区分で交付決定金額が45万円の場合は、その3分の4倍の60万円以上のレシート等の提出が必要です。
- (5) 事業の実施にあたっては、掲出物、印刷物、資料、看板などに「公益財団法人国際花と緑の博覧会記念協会助成事業」であることを表示してください。
- (6) 助成金を交付することとなった事業については、助成対象団体の名称および所在地、事業名、事業の概要などを当協会のホームページに掲載いたします。
- また、事業完了後、成果の概要などを当協会のホームページに掲載します。

書類の提出先および問合せ先

＊ ＊ ご不明な点はお気軽にお問い合わせ下さい ＊ ＊

〒538-0036 大阪市鶴見区緑地公園2-136

公益財団法人 国際花と緑の博覧会記念協会

企画事業部

TEL : 06-6915-4516

FAX : 06-6915-4524

E-mail : clover@expo-cosmos.or.jp

●個人情報の取り扱いについて

ご提出頂いた資料および個人情報は、当協会の選考、運営ならびに情報提供の目的で事務局および審査会委員が利用し、適切に管理いたします。